

居宅介護重要事項説明書

＜令和 4年 4月 1日 現在＞
上河内ヘルパーステーション

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 028-674-8815（午前8：30～午後5：30）

担当 地神知子 石塚友樹 芝田みすず

＊ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. 上河内ヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	上河内ヘルパーステーション
所在地	宇都宮市下小倉1313-26番地
事業所番号	0910101393 (宇105-1号)
管理者名	地神知子
	・訪問介護・第1号訪問事業 0972100531 (栃木県321-10号) 72100631 (栃木県310-45号)
・その他のサービス	・通所介護 0970100371 (栃木県1097-6-33号) ・介護予防通所介護 (栃木県310-46号) ・居宅介護支援 0970100325 (栃木県1097-13-43号)
サービスを提供する地域	宇都宮市 塩谷町 さくら市、矢板市、高根沢町、日光市、鹿沼

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

(2) 同事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容
管理者	介護福祉士	1名		従業者及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	3名		居宅介護計画作成等
				訪問介護
訪問介護員	介護福祉士	1名	4名	訪問介護
訪問介護員	ヘルパー2級	4名	6名	

(3)サービスの提供時間

営業日	月曜日～日曜日（但し 12月31日～1月3日は除く）
受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	7時～18時

＊時間帯により料金が異なります。

＊第4金曜日の17：00～18：00の時間帯は研修等の為、派遣はご遠慮下さい。

3. サービス内容及びホームヘルパーの禁止行為

(1)身体介護

- ・食事介助 食事の介助を行います。
- ・入浴介助 入浴の介助を行います。
- ・排泄介助 排泄の介助、おむつ交換を行います。
- ・清拭 入浴が困難な方に清拭をします。
- ・体位交換等 体位の交換を行います。

(2)家事援助

- ・買物 利用者の日常生活に必要な物品の買物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）
- ・調理 利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- ・掃除 利用者の居室の掃除を行います。（ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- ・洗濯等 利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

(4)通院介助

通院等のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動介助を行います。

(3)通院等乗降介助

通院等のため、訪問介護員が自ら運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動介助を行います。

(4)その他のサービス

- ・介護相談 介護相談を受け、必要があれば適切な方策をご提案します。

(5)ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ・医行為
- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ・飲酒・喫煙・及び飲食
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

- (利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除く)
- ・その他、利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動の行為

4. 料金のお支払い方法

料金については、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、原則としてイの方法でお支払いください。またその際に、別途手続きがあります。ただし、お支払方法に関して、利用者の希望によってはご相談をお受けいたします。

ア. 下記指定口座への振り込み

栃木銀行 若草支店 普通預金 4 6 6 7 6 5 1

口座名義 社会福祉法人正恵会 上河内ヘルパーステーション
施設長 岩崎 翔太郎

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：銀行・信用金庫・農協・ゆうちょ銀行（郵便局）

5. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、居宅介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- (2) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

(キャンセル料)

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

ただし利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日の午後5時30分までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	一律 500円

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当法人職員がお伺いいたします。

契約を結び、居宅介護計画書しサービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員等にご相談下さい。

(2) サービスの終了または解約

『居宅介護契約書』第8条に記載したとおりです。

7. 当法人の居宅介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

・事業所の訪問介護員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

サービス提供に努めるものとする。

・事業所の施設にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出下さい
男性ヘルパーの有無	○	
従業員への研修の実施	○	年6回 研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
ホームヘルパーの交換	○	ホームヘルパーを交換することがあります
健康診断	○	年1回

8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

サービスの提供中にご利用者の容体に変化等及び事故等(転倒・転落・誤嚥・窒息・異食・誤薬・感染症等)があった場合は、医師、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターに連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方へ速やかに連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	医療機関名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	住所	
	連絡先	
	続柄	

＊別紙にて記入

9. 第三者評価の実施の状況（有・無）

実施年月日：

評価期間：

10. サービス内容に関する苦情

① 法人お客さま相談・苦情担当

苦情解決 責任者 地神知子

担当 相談員 石塚友樹

相談員 芝田みすず

電話 028-674-8815

② 第三者委員

藤枝敬

電話 028-674-3885

塩井イネ

電話 028-674-2573

当法人以外に、区市町村・国民健康保険連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 宇都宮市 塩谷町 さくら市 高根沢 日光市 矢板市

担当 保健福祉部 障害福祉課 電話 028-632-2941

担当 介護保険課 電話 028-643-2220

栃木県運営適正化委員会 電話 028-622-2941

10. 当法人の概要

名称・法人種別

社会福祉法人正恵会

代表者役職・氏名

理事長 岩崎 翔太郎

住所地・電話番号

宇都宮市宝木本町1768

028-665-0520

定款の目的に定めた事業

・第一種社会福祉事業

(1) 特別養護老人ホーム宝寿苑の設置経営

(2) 特別養護老人ホームタウンほそやの設置経営

・第二種社会福祉事業

(1) 老人デイサービスセンター宝寿苑の設置経営

(2) 老人デイサービスセンター上河内の設置経営

(3) 老人デイサービスセンター羽黒の設置経営

(4) 老人デイサービスセンターホームタウン宝木の設置経営

(5) 老人短期入所事業（宝寿苑）（ホームタウンほそや）

(6) 老人介護支援センター宝寿苑の設置経営

(7) 老人居宅介護事業

- (8) 老人介護支援センター上河内の設置経営
- (9) 認知症対応型老人共同生活援助事業（宝寿の里）（ホームタウン宝木）
（ホームタウン上河内）
- (10) 地域活動支援センター羽黒の受託運営
- (11) 小規模多機能型居宅介護事業（ホームタウン上河内）
- (12) 障害福祉サービス事業（宝寿苑ヘルパーステーション）
（上河内ヘルパーステーション）
- (13) 老人デイサービスセンターグッドエイジクラブ宇都宮

・公益を目的とする事業

- (1) 居宅介護支援事業（宝寿苑）（上河内）（ホームタウン宝木）
- (2) 生活支援型ホームヘルプサービス事業
- (3) 通所型デイサービスA
- (4) 生活管理指導短期宿泊事業
- (5) 配食サービス事業
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送事業）
- (7) 日中一時支援事業
- (8) 介護予防支援事業
- (9) 地域包括支援事業センター（細谷・宝木）
- (10) 訪問看護事業青い鳥

・営業所数等	介護老人福祉施設	2ヶ所
	通所介護事業所	4ヶ所
	小規模多機能型居宅介護事業所	1ヶ所
	短期入所生活介護事業	2ヶ所
	訪問介護事業所	2ヶ所
	認知症対応型共同生活介護事業所	3ヶ所
	在宅介護支援センター	3ヶ所
	地域活動支援センター	1ヶ所
	日中一時支援事業所	1ヶ所
	訪問看護事業所	1ヶ所

【重要事項説明書】を含め、この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名 押印の上、1通ずつ保有するものとします。この契約は、居宅介護で締結するが要支援認定または要介護認定が変更になった場合は移行するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 正恵会 (栃木県指令 第1063号)
上河内ヘルパーステーション

<住所> 宇都宮市下小倉町1313-26番地

<代表者名> 管理者 地神 知子 印

<説明者名>

印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防訪問介護・訪問介護についての契約および重要事項の説明を受けその内容について同意しました。

利用者

<住所>

<氏名> 印

署名代筆者又は代理人

利用者は、身体の状態等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆いたします。

<住所>

<氏名> 印

利用者情報の提示に関する同意書

私は居宅介護計画書等の作成にあたり、関係事業所に対して 私や家族の情報を
用いることに同意します。

令和 年 月 日

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 正恵会
 上河内ヘルパーステーション
<住所> 宇都宮市下小倉町1 3 1 3－2 6 番地
<代表者名> 管理者 地神 知子 印

利用者

<住所>

<氏名> _____ 印

署名代筆者又は代理人

利用者は、身体状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ
私が利用者に代わって、その署名を代筆いたします。

<住所>

<氏名> _____ 印

居宅介護の基本報酬（利用料金表）

1. 利用単位

(1)それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次のとおりです。
〈サービス提供時間〉 **〈単位〉**

居宅における身体介護	
30分未満	256 単位
30分未満以上1時間未満	404 単位
1時間以上1時間30分未満	587 単位
1時間30分以上2時間未満	669 単位
2時間以上2時間30分未満	754 単位
2時間30分以上3時間未満	837 単位
3時間以上	(921単位に30分を増毎 83単)
通院等介助 (身体介護を伴う場合)	
30分未満	256 単位
30分以上1時間未満	404 単位
1時間以上1時間30分未満	587 単位
1時間30分以上2時間未満	669 単位
2時間以上2時間30分未満	754 単位
2時間30分以上3時間未満	837 単位
3時間以上	((921単位に30分を増毎 83単)
家事援助	
30分未満	106単位
30分以上45分未満	153単位
45分以上1時間未満	197 単位
1時間以上1時間15分未満	239 単位
1時間15分以上1時間30分未満	275 単位
1時間30分以上	(311単位に15分増すことに+35単位)
通院等介護 (身体介護を伴わない場合)	
30分未満	106 単位
30分以上1時間未満	197 単位
1時間以上1時間30分未満	275 単位
1時間30分以上	(345単位に30分を増すことに+69単位)
通院等介護	
通院等乗降介助	102 単位
初回加算	200

新規にサービス提供責任者による訪問介護または他の訪問介護者との同行訪問	200単位/月
緊急時対応加算	
計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合	100単位

特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の20%を加算
≡ (Ⅱ)	所定単位数の10%を加算
≡ (Ⅲ)	所定単位数の10%を加算

- (2) 平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険支給限度額の範囲内であれば、介護給付の対象となります。

時間帯	割増率	備 考
・夜間(午後6時から午後10時まで)	25%	
・早朝(午前6時から午前8時まで)	25%	
・深夜(午後10時から午前6時まで)	50%	実施しておりません

- (3) 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意のうえで、通常の2倍の料金をいただきます。

＊2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

- (4) 宇都宮市は地域区分6級地10,360円上乗せになり、ご利用者1割負担になります。

- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 加算率27.4%の1割が、ご利用者の負担になります。

- (6) 利用者負担上限額管理加算 150単位/月

＊事業所が利用者負担合計の管理を行った場合

・介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービス利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

身体介護	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満
	2 5 6 0円	4 0 4 0円	5 8 7 0円	6 6 9 0円
家事援助	30分以上 4 5 分未満	45分以上 1時間未満未満	1時間以上 1時間15分未満	1時間15分以上 1時間30未満
	1 0 6 0円	1 9 7 0円	2 3 9 0円	2 7 5 0円

②その他のサービス

1) 介護輸送サービス利用料金

	料金の種類	料金の内容	運賃の料金
1	時間制料金	1 5 分毎に	7 0 0円
2	距離制料金	1 0 0m毎に	2 0 円
3	定額料金	1 回あたり	1 1 0 0円
4	迎車料	1 回あたり	5 0 0円

2) _____ 利用料金： _____ 円

<通常実施地域以外への交通費>

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

1. 事業所から片道おおむね 8 km未満 2 0 0円
2. 事業所から片道おおむね 8 km以上の場合 1 kmにつき 1 0 0円を加算